

2015年4月施行 改正フロン法についてのお知らせ

株式会社 アルファ
TEL 047-446-8386
FAX 047-446-7889

担当 笹井



業務用冷凍空調機器点検が**義務化**されました。

点検対象機器 第一種特定製品

冷媒としてフロン類が充填されている機器です。

業務用空調機

パッケージエアコン、ターボ冷凍機、チラー
スクルー冷凍機、スポットエアコン、
ガスヒートポンプエアコン、除湿器等

業務用冷凍・冷蔵機器

コンディショニングユニット、冷凍・冷蔵ショーケース
冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置、
ヒートポンプ給湯機等

機器の点検は、**簡易点検**(全ての第一種特定製品)と
定期点検(第一種特定製品のうち一定規模以上の業務用機器)があり
全ての第一種特定製品について、**3ヶ月に1回以上**管理者自身で
簡易点検を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の
圧縮機に用いられる電動機の定格出力が**7.5KW以上**の場合は
有資格者による定期点検を行う必要があります。こちらの点検頻度は
機器により異なります。内容によっては、**違反すると罰則**もあります。



ちょっと難しい専用用語がたくさん出てきていますが
要するに、毎年点検し容量が大きい物は、
有資格者をお願いして下さい。ってことです。
主にオフィス・店舗・学校・病院・老人ホームなどですね。
ユーザー様自身で冷媒に漏れがないかや異音はどうか
全部点検し記録をしておきなさいと言われても
現実的に難しいですし、手間のかかる事です。
その面倒で分からないことだらけのものは

弊社へ相談！依頼！解決！

宜しくお願いします！



0043